

京都市上下水道局告示第13号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第2号の規定に基づき商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年6月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区小栗栖山口町1番地1

株式会社 HARA

代表取締役 中田 高志

2 変更事項

(商号の変更)

株式会社 原設備工業 から 株式会社 HARA に変更

(上下水道局下水道部管理課)